

令和4年12月市議会定例会議 総務常任委員会資料

議案第134号

福島市議会議員及び福島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

1 条例改正の趣旨

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 改正内容

第1条 福島市議会議員及び福島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正

(1) 公職選挙法施行令に準じた単価に改正をする。(国の改正単価と同額)

区分	改正単価	現行単価
第4条第2号 一般運送契約以外の契約		
ア自動車借入れ	16,100円	15,800円
イ燃料費	7,700円	7,560円

【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 福島市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ (略)</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 福島市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ (略)</p>

第2条 福島市議会議員及び福島市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正

(1) 基礎額等の算出

①第4条第1号 選挙区のポスター掲示場の数が500以下の場合

区分	改正単価	現行単価
1枚当たり	541円31銭	525円06銭
企画費	237,188円	232,875円

※企画費については、ポスターの大きさが国等の3/4の大きさのため、国の企画費を3/4に減額した金額としている。

現行単価 $310,500円 \times 3/4 = 232,875円$
改正単価 $316,250円 \times 3/4 = 237,188円$

②第4条第2号 選挙区のポスター掲示場の数が500を超える場合

区分	改正単価	現行単価
1枚当たり	28円35銭	27円50銭
基礎額	507,843円	495,405円

※基礎額についても、ポスターの大きさが国等の3/4の大きさのため、国の企画費を3/4に減額した金額としている。

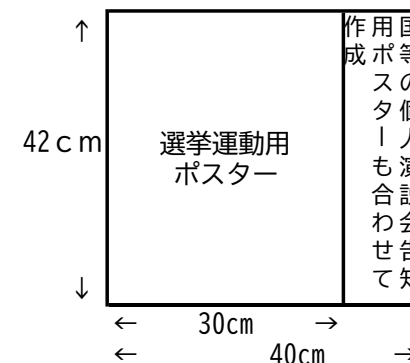
現行単価 $310,500円 \times 3/4 + 262,530円 (525円06銭 \times 500) = 495,405円$
改正単価 $316,250円 \times 3/4 + 270,655円 (541円31銭 \times 500) = 507,843円$

(2) 国の改正単価

区分	改正単価	現行単価
選挙区のポスター掲示場の数が 500 以下の場合 1 枚当たり	541 円 31 銭	525 円 06 銭
選挙区のポスター掲示場の数が 500 を超える場合 1 枚当たり	28 円 35 銭	27 円 50 銭
企画費	316,250 円	310,500 円

(3) 市議及び市長選挙の選挙運動用ポスターの大きさ

市議及び市長の選挙の場合、選挙運動用ポスターの大きさが長さ 42 cm、幅 30 cm までと規定されている（公選法第 144 条第 4 項）。一方、衆議院選挙（小選挙区）、参議院選挙（選挙区）、県知事選挙（以下「国等」という。）では、長さ 42 cm、幅 30 cm に加えて、幅 10 cm までの個人演説会告知用ポスターを合わせて作成してよいことと規定されており（法第 143 条第 1 項、第 1 2 項）、結果として市議及び市長の選挙のポスターは国等のポスターの 4 分の 3 の大きさとなる。



【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 福島市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 福島市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の</p>

改正後	改正前
<p>数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>237,188円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。次号において同じ。）</p> <p>(2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>28円35銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数から500を超える数を乗じて得た金額に<u>507,843円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>	<p>数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>525円6銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>232,875円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。次号において同じ。）</p> <p>(2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>27円50銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数から500を超える数を乗じて得た金額に<u>495,405円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>

第3条 福島市議会議員及び福島市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正

(1) 公職選挙法施行令に準じた単価に改正をする。(国の改正単価と同額)

区分	改正単価	現行単価
第4条及び第5条 ビラ 1枚当たりの作成単価	7円73銭	7円51銭

※使用できるビラの枚数は、市長選挙で16,000枚、市議会議員選挙で4,000枚となるので国の改正単価の50,000枚以下の場合を適用する。

【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 福島市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合は7円73銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。</p>	<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 福島市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合は7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。</p>